

秘密保持誓約書

* * * * * * * 御中

弊社、* * * * *は、秘密情報の取扱いに関して下記事項を遵守することを約束いたします。

第1条 (秘密情報の定義)

- (1) 本誓約書において情報開示者とは御社並びに御社の顧問などの関係先、情報受領者は弊社並びに弊社の関係先をいいます。
- (2) 本誓約書における秘密情報とは、情報受領者が情報開示者から受領した営業上・技術上等の情報で、文書・口頭その他有形無形を問わず、秘密情報であることを明示されて受け取った全ての情報をいいます。
- (3) 前第(2)項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除かれるものとします。
 - ① 情報開示者が開示したときに既に公知であった情報
 - ② 情報開示者が開示した後に情報受領者の責めによらず公知となった情報
 - ③ 情報開示者が開示したときに情報受領者が秘密保持義務を負うことなく既に知得していた情報
 - ④ 情報受領者が情報開示者から受領後、第三者から適切に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が情報開示者から開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - ⑥ 法令の適用により開示することが義務付けられた事項についての情報
 - ⑦ 情報開示者が情報受領者に対して本秘密情報から除かれることを通知した情報

第2条 (秘密保持義務等)

- (1) 情報開示者の事前の承諾なしに本秘密情報を第三者に開示または漏洩いたしません。
- (2) 業務の遂行にあたり第三者を使用する場合には、前第(1)項と同様の秘密情報の取り扱いを遵守いたします。
- (3) 司法、行政、その他監督当局等の命令により秘密情報を開示する場合には、前第(1)項及び第(2)項の規定は適用されないものとします。
ただし、速やかに情報開示者のその旨を通知するものとします。
- (4) 本秘密情報を関係者以外のものが接触、閲覧およびアクセスできないように、厳重に保管・管理いたします。

第3条 (秘密情報の返還または消去・廃棄処分)

情報開示者が要求したときは直ちに、その指示に従い、原本およびその写しの一切を情報開示者に返還または消去・廃棄処分いたします。

第4条 (成果の取り扱い・競業禁止)

- (1) 本秘密情報に基づく発明、考案、意匠等の成果については、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願等の出願を行いません。
- (2) 前第(1)項の成果について出願を希望する場合には、情報開示者にその旨を通知し、協議のうえ必要な場合には別途契約を締結するものとします。
- (3) 本秘密情報に基づいた情報開示者と同様の事業を、本契約有効期間中終了より1年間は行いません。
ただし、情報開示者の書面による承諾がある場合には、この限りでないものとします。

第5条 (損害賠償)

本誓約に違反したことにより、情報開示者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとします。

第6条 (有効期間)

- (1) 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までに相手方に対し本誓約の効力を終了させる旨の通知を行わなかった場合には、1年間延長されるものとし、以後も同様といたします。
- (2) 前第(1)項の規定にかかわらず、双方の間で、別途委託契約等が締結された場合には、本誓約の効力は終了するものといたします。
- (3) 前第(1)項の規定にかかわらず、第2条および第4条の規定は終了後といえども1年間は効力を有するものといたします。

第7条 (協議)

本誓約書に定めのない事項または疑義が生じた事項は、信義誠実の原則に基づき協議させていただきます。

第8条 (準拠法・合意管轄)

本誓約書は日本法を準拠法とし、本誓約に関する紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判管轄を有する裁判所といたします。

本誓約の証として記名捺印のうえ1通を差し入れます。

令和**年**月**日

東京都*****

株式会社 *****

代表取締役 *****